

「枚方市共用封筒」への有料広告掲載の取扱いに関する基準

平成20年12月1日

(趣旨)

第1条 この基準は、枚方市有料広告の取扱いに関する要綱（以下「要綱」という。）に基づき、枚方市（以下「市」という。）が作成する封筒のうち全序的に使用することを目的として作成するもの（以下「共用封筒」という）への有料広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告を掲載することができない者)

第2条 要綱に定めるもののほか、広告を掲載することができない者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 枚方市が発注する契約の入札参加停止及び指名停止されている者
- (2) 枚方市建設工事暴力団対策措置要綱に基づき、除外されている者
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。）
- (4) 商法に基づき会社の整理の開始を命ぜられている者（ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める者

(広告掲載の基準)

第3条 共用封筒に掲載する広告は、市が指定する枠内に掲載する広告（以下「封筒広告」という。）とし、要綱に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する広告は掲載しないものとする。

- (1) 広告する商品本来の使用目的から逸脱し、いたずらに享楽的な面を強調するもの
- (2) 風紀上好ましくない表現があるもの
- (3) 男女間の交際を仲介すること等を目的とするもの
- (4) 消費者保護の観点から適切でないものや、犯罪行為を容認・誘発するおそれのあるもの
- (5) 広告の目的が正当な取引とは認められないもの
- (6) 自己の優位性を強調するために他を中傷するものや、引き合いとするもの
- (7) 枚方市が広告をしているような誤解をあたえるものや、広告内容を誤認させるような紛らわしい表現のあるもの
- (8) 他人の名誉を傷つけるおそれのあるもの、または不快な印象を与えるおそれのあるもの
- (9) 広告内容が非科学的と考えられるようなものや、事実と異なるもの
- (10) 個人の氏名を宣伝するおそれがあるもの
- (11) 求人広告またはこれに類するもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が市の封筒に掲載することについて不適当と認めるもの

(掲載の申込み方法)

第4条 広告の募集、受付け及び掲載については、市が指定する広告代理業を営む者（以下「広告代理店」という。）が取り扱うものとする。

- 2 共用封筒に広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、広告代理店に枚方市共用封筒広告掲載申込書（以下「申込書」という。）を提出しなければならない。
- 3 前項の申込書を受けた広告代理店は、前条の規定に基づき、広告掲載の適否を判断し、適當と認める場合は、申込書及び掲載する広告の原稿を市に提出し、承認を受けなければならぬ。
- 4 広告代理店は、前項の承認を受けたときは、速やかに申込者に通知しなければならぬ。

(広告の掲載料金等)

第5条 広告代理店が市に支払う広告の掲載料金並びにそれに要する費用は、市と広告代理店とで別に契約する金額とする。

- 2 広告の掲載料金並びにそれに要する費用の支払時期は、市と広告代理店とで別に契約する時期とする。
- 3 広告主は、前条の規定に基づき広告を掲載するときは、広告主と広告代理店とで別に契約した金額を契約した支払方法にしたがい、広告代理店に支払わなければならない。なお、広告原稿の作成及び提出に要する費用は、広告主の負担とする。

(広告の掲載場所等)

第6条 広告の掲載場所は、共用封筒の裏面を基本とし、掲載位置については、市が指定するものとする。

- 2 広告を掲載する封筒の枚数及び使用方法は、市が別に定めるものとする。

(広告主の責務)

第7条 市の封筒に掲載した広告に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

- 2 広告の掲載、掲載の中止等により、市に損害が発生した場合は、広告主がその損害を賠償しなければならない。
- 3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(広告掲載の取消)

第8条 市長は、次の規定に該当する場合、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに市に広告原稿を提出し、承認を受けなかつたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が当該広告主の広告を掲載することが不適当であると認めたとき。

(掲載の優先順位)

第9条 共用に掲載する広告の優先順位は次のとおりとする。

順位	廣告主の種類	廣告内容
1	国、地方公共団体、公社、公団又は独立行政法人	業務全般(利用者サービスを目的としたもの)
2	公益法人その他公共的団体	〃
3	本市内に事務所又は事業所を有する法人	市民生活に役立つもの
4	本市内に事務所又は事業所を有する個人	〃
5	本市内に事務所又は事業所を有する法人	その他利用案内等
6	本市内に事務所又は事業所を有する個人	〃